

私立大学におけるガバナンス改革 - 高等教育の質の向上を目指して - (概要)

はじめに：高等教育の課題における「ガバナンス改革」の位置付け

		課 題	検 討 ・ 実 施 状 況
初等中等教育		ゆとり教育の見直し 社会人としての基礎力の充実 キャリア教育 受験勉強偏重の是正	学習指導要領の改定(2011) 経済同友会・提言(2009) 中教審・検討中(2011~)
		入試改革 ・センター入試改革 ・AO、推薦入試改革	
高等教育の質の保証	教育課程	教養教育の復活・強化 学部専門課程教育の強化 ・学生の学習密度向上 大学院教育の強化 ・産学連携イノベーション人材の育成 グローバル化対応 ・秋入学 ・交換留学の促進 ・産学連携グローバル人材育成 キャリア教育	日本学術会議・提言(2010) 日本学術会議・検討中(2010~) 中教審・検討中(2012~) 中教審・答申(2011) 産学協働人材育成円卓会議・検討中(2011~) 文部科学省・提言(2011)、日本経団連・提言(2011) 東京大学・提言(2012)、経済同友会・提言(2009) 産学協働人材育成円卓会議・検討中(2011~) 中教審・答申(2011)
		卒業資格の厳格化 新卒採用問題	経済同友会・提言(2007)、中教審・検討中(2011~) 経済同友会・提言(2011、2012)、日本貿易会(2010) 日本経団連・倫理憲章改定(2011)
大学運営	出 口	機能別分化の推進 ・情報公開の拡大 ・ガバナンスのあり方	中教審・検討中(2010~) 学校教育法改正(2011)、中教審・検討中(2012~) 中教審・4月以降検討(2012~)、経済同友会(2012)
		経済格差と教育格差 社会人教育	経済同友会・提言(2010)
その他			

1. 大学のガバナンスの現状と問題点

- (1) 学校法人における理事会
学校法人の最高意思決定機関であるべき理事会権限の脆弱性
学長選任権、教員採用権などは、事実上教授会が掌握
- (2) 大学(学校)における学長・学部長
大学(学校)の最高執行責任者であるべき学長権限の脆弱性
学長選挙による学長の選任
学部長選挙による学部長の選任
- (3) 学部教授会
教授会は、教育・研究に関する重要事項の審議に参加
実態は、経営事項の決定にも日常的に関与
組織決定に迅速性を欠く
教員の不利益になる改革への抵抗
- (4) 学校法人における評議員会
理事会の監視機関である評議員会の機能不全
評議員会に教職員が多いことも問題
- (5) 学校法人における監事
理事会の監視機関である監事の機能不全

2. 大学のガバナンスに対する考え方

ガバナンスとは、組織における権限・責任体制が構築され、それを監視する体制が有効に機能していることであり、この観点では、企業であれ、大学であれ、何ら変わることはない。
大学ガバナンス改革では、教授会の影響力が強い現状のガバナンス構造を見直し、理事会の経営・監督機能の強化、ならびに執行部門のトップである学長の執行権限の強化が鍵である。
各大学においては、ガバナンス強化の目的を明確にし、大学全体の経営力の強化、経営資源の拡充などに取り組むべきである。

3. 大学ガバナンス改革・10の提言

<組織体制および意思決定プロセスに関する提言>

- 提言1 理事会の権限および経営・監督機能の強化
理事会を実質的な最高意思決定機関とする
学長選挙を廃止し、理事会が直接、学長を任命
- 提言2 学長・学部長の権限の強化
学長に大学(学校)における人事・予算権限を付与
学部長選挙を廃止し、学長が直接、学部長を任命
- 提言3 教授会の機能・役割の明確化
教授会は、学長などが教育・研究に関する重要事項に関して、教員の意見を聴取する場、又は情報共有の場とする
教授会は自らの本来の機能・役割を認識すべし
- 提言4 評議員会の役割の明確化
評議員会は、教職員以外の外部メンバーの比率を高める
- 提言5 監事の機能強化
評議員会と連携して、理事会の監視を強化すべき
- 提言6 ガバナンスの透明性・健全性を担保する情報公開の充実
大学の経営・教育研究・学生に関する情報をステークホルダーに積極的に開示すべき

<検討すべき法改正>

- 私立学校法(以下、私学法)に「学長選任方法」について明記
- 私学法 38条に外部理事比率の増加を追加
- 私学法 38条の理事の選任要件を変更
- 学校教育法 93条を変更し、教授会の役割・機能を明確化
- 私学法 44条を変更し、評議員の理事・教職員の兼職を制限

<人材育成・活用に関する提言>

- 提言7 経営人材の育成
大学は大学経営に必要な資質・能力を有する経営人材の育成に取り組むべき
- 提言8 外部理事の活用
企業経営経験者等の経営能力のある有識者を外部理事として活用すべき
- 提言9 教学アドバイザー(学長顧問)の活用
学長への助言機関として、有識者や企業経営者などを教学アドバイザー(学長顧問)として活用すべき
- 提言10 教員の適正な評価と処遇への反映
教員に対する適正な評価制度を構築し、教育、研究、組織運営をバランスよく評価し、処遇へ反映させるべき

大学ガバナンス改革の達成
権限・責任・監視体制の明確化
各ガバナンス組織の機能・役割の明確化
教職員の意識改革

4. 大学ガバナンス改革を促進する仕組み・制度

- (1) 私学助成金の配分ルールを明確化
私学助成金配分の基準に、ガバナンスの健全性を追加
- (2) 認証評価制度の活用
第三者機関による認証評価において大学のガバナンスの状況を評価
- (3) 行政の関与のあり方
私立大学は本来自主独立、文部科学省の関与は限定的に
文部科学省が関与する場合のルール作りが必要

おわりに

教職員の意識改革が重要な鍵
大学は多様だが、提言した「大学ガバナンス改革の考え方」は多くの大学に有効